東京都多重債務問題対策協議会相談部会第22回議事録

令和元年7月5日(金) 東京都消費生活総合センター 学習室A

午前10時00分開会

○戸澤部会長 それでは、定刻になりました。まだ、東京司法書士会の村上委員がお見えでないようでございますけれども、ただいまから第22回の相談部会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、東京都多重債務問題対策協議会部会設置要領第4に基づき、相談部会長を務めさせていただいております、東京都消費生活総合センター所長の戸澤と申します。本日は司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、 葛田委員から橋本委員まで名簿の順番によろしくお願いしたいと思います。

- ○葛田委員 東京弁護士会の法律相談センター運営委員会から参りました葛田と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○釜谷委員 第一東京弁護士会の消費者問題対策委員会副委員長をしております釜谷と申 します。よろしくお願いいたします。
- ○白井委員 第二東京弁護士会の白井と申します。どうぞよろしくお願いします。
- ○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。
- ○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。よろしくお願いします。
- ○橋本委員 八王子市消費生活センターの所長をしております橋本と申します。どうぞよ ろしくお願いいたします。
- ○戸澤部会長 前回同様、本日、日本貸金業協会と財務省関東財務局からもオブザーバー として御参加いただいておりますので、恐縮ですけれども、自己紹介をお願いいたします。 遠藤オブザーバー、お願いいたします。
- ○遠藤オブザーバー 日本貸金業協会の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○渡部オブザーバー 関東財務局東京財務事務所の渡部と申します。よろしくお願いいた します。
- ○戸澤部会長 なお、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の秋山委員、瑞穂町 の長谷部委員は、事前に御欠席の連絡をいただいてございます。

また、足立区の吉田委員も本日御欠席ですが、足立区産業経済部産業政策課消費者センターの町田文子所長に御出席いただいております。

町田所長、恐縮ですが、自己紹介をお願いいたします。

- ○町田オブザーバー 吉田産業経済部長にかわりまして本日出席させていただきます、足立区産業経済部産業政策課、足立区消費者センターの町田と申します。よろしくお願いいたします。
- ○戸澤部会長 続きまして、東京都側の出席者を紹介いたしたいと思います。
- ○鈴木オブザーバー 産業労働局金融部貸金業対策課の鈴木と申します。きょうは小野課 長が所用のため、急遽、私が代理出席させていただいております。よろしくお願いします。
- ○渡部委員 福祉保健局生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。
- ○百瀬委員 東京都消費生活総合センター相談課長の百瀬でございます。よろしくお願い します。
- ○白石委員 生活文化局消費生活部で企画調整課長をしています白石と申します。よろし くお願いいたします。
- ○戸澤部会長 また、本日は生活文化局と福祉保健局からオブザーバー参加がありますので、自己紹介をお願いいたします。
- ○西尾オブザーバー 東京都消費生活総合センター消費生活専門課長でオブザーバーの西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○宮川オブザーバー 東京都福祉保健局保健政策部健康推進事業調整担当課長、オブザー バーとして参加しております宮川と申します。よろしくお願いします。
- ○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ここで、東京司法書士会の村上委員がお見えになりましたので、御挨拶をお願いいたします。

- ○村上委員 東京司法書士会の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○戸澤部会長 それでは、本日の配付資料につきまして、百瀬課長から紹介させていただきます。
- ○百瀬委員 それでは、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。お手元の 資料ですが、まず、次第、委員名簿、座席表がA4で1枚ずつございます。

資料1、「多重債務に関する相談状況」、これもA4の1枚でございます。

資料2、東京モデルの実施状況について。これもA4の1枚でございます。

資料3、「多重債務110」番の実施結果について。これは、プレス発表資料でございます。

資料4、令和元年度「多重債務110番」実施要領(案)でございます。これもA4の 1枚となっております。

資料 5、令和元年度東京都・区市町村・関係団体との連携による「多重債務 1 1 0 番」の展開について(案)。これは A 3 の 1 枚を折っているものでございます。

資料6、令和元年度第1回「多重債務110番」関係広報予定で、これもA4の1枚で 広報予定を記載しております。

資料7、電話相談・カウンセリング件数推移、これは日本クレジットカウンセリング協会様から提供されている資料でございます。

資料8、法テラス東京業務実績、日本司法支援センター様から提供されております。

資料9、多重債務者生活再生事業 貸付・相談状況報告、A4の1枚でございます。福祉保健局からの提供でございます。

最後の資料10、日本貸金業協会資料、平成30年度年次報告。日本貸金業協会様より 提供されております。

以上、資料10までが配付資料となります。もし不備等がございましたら、事務局まで お申し出をお願いいたします。

以上でございます。

○戸澤部会長 それでは、議事に入らせていただきます。まず初めに報告事項、(1)多重 債務相談の状況について、(2)平成30年度第2回「多重債務110番」の実施結果につ いて、当センター相談課長から説明をいたします。

○百瀬委員 引き続きまして私から、資料1、2、3について御説明いたします。

資料1、A4の1枚ものですけれども、これは当センターで受け付けましたこれまでの 多重債務に関する相談状況でございます。

【図-1】のグラフを見ていただければと思いますが、最近、相談件数は減少傾向であります。これは、皆さん御存じだと思うのですけれども、平成22年度の貸金業法改正によって相談件数もかなり減っていると認識しております。

その下に、昨年度と平成29年度の多重債務に関する相談の月ごとの相談件数が記載されているのですけれども、ここで9月と3月が比較的件数が多いのは、これは後ほど説明

いたしますが、特別相談を実施している月でございますので相談がふえております。

その下の【表-1】に移っていただきまして、全体の契約当事者職業別ですけれども、 これも傾向はずっと同じになっておりまして、給与生活者が3分の2ぐらいになっており まして、無職の方が2割ぐらいとなっております。

【表-2】に移っていきまして、契約当事者年代別件数ですけれども、これも30歳代から50歳代の現役で働いている方たちがかなりの割合を占めているという状況になっております。

続きまして、資料2、東京モデルの実施状況について御説明いたします。

東京モデルについては、相談者からの多重債務に関する相談を弁護士や司法書士などの 法律専門家、専門相談機関に確実につなぐという仕組みでございます。

これは、相談者に対しまして専門相談窓口を案内しても、中には弁護士の先生とか司法書士の先生への相談を躊躇されたり、お金がかかるとか費用面が心配で行かなかったりすることが少なからずありましたので、そうした状況を解消するために、本相談部会において審議がなされまして、相談者に対しきめ細かくフォローアップしようということで構築された仕組みでございます。

これまでの実績ですけれども、資料2に数字がございますのでご覧下さい。昨年度は95件となっております。貸金業法改正前の平成20年度は300件ほどございましたが、全体の相談件数と比例してだんだん減ってきておりますが、月別では9月と3月の特別相談の時期に対応している実績が多くなっております。

債務額についても、100万円から300万円が比較的多くなっておりまして、男女の 割合では、若干、女性のほうが多くなっております。

年代についても全体の割合と同じように、30歳代から50歳代がかなりを占めておりまして、職業においても同じように給与生活者がかなりの部分を占めております。

続きまして、資料3の特別相談の状況について御説明いたします。これは、本年3月4日と5日に実施しました特別相談の結果でございます。この2日間で寄せられた多重債務に関する相談件数は、東京都全体、都センターに限らず区市センターも含めまして219件ございました。そのうち51件が当センターでございまして、当センターで受け付けた相談者の平均年齢は52.7歳となっておりまして、4社から借りている相談者が最も多かったです。最多借入先数としては11社というのもありまして、信販会社からの借り入れが多くなっております。1人当たりの平均債務額は686万円となっております。

資料3の裏面は主な相談事例ですが、時間もないので、2つ目の事例だけ紹介させていただきます。

この相談事例ですけれども、病気による失業を契機とした多重債務となっております。 病気によって2年間休職後、解雇されてしまった。その後、障害者年金を毎月10万円支 給されるようになっていたが、それまでに借りたローンの残債が230万円あり、その返 済のため、カードローンやクレジットカードのキャッシングを利用し、借り入れを繰り返 した。現在は年金のほかパート収入があり、月収が20万円ほどあるが、借金総額が増え 過ぎて、もう返せない状態であるという相談がございました。

こちらの相談に対しては、当センターで弁護士の先生に面談していただきまして、債務 整理方法について助言をしております。

次のページからは全体の統計的なものになります。相談件数は、当センターが2日間で51件、都や区市町村、関係団体の合計で見ても、特別相談の件数は年々減ってはきております。

次の男女別構成も、若干女性のほうが多くなっております。借入先数は、これは先ほども申し上げましたが4社が多くて、金融機関の割合では信販会社が一番多くなっております。

債務の状況も、100万円から300万円未満が全体の割合で23.5%と多くなって おります。

簡単でございますが、これまでの資料の説明となります。

- ○戸澤部会長 以上のことにつきまして、何か御質問等がございましたら御発言をお願い いたします。
- ○葛田委員 東京弁護士会の葛田です。

資料1の多重債務に関する相談状況の件数とか、資料3の消費生活総合センターで受け付けた相談の概要、件数には、借金で困っているのですという相談のほかに、例えばクレジットカードの決済で消費者被害のようなものに遭ったということで相談に来たら、それがまた複数の件数の負債を抱えている事案みたいなものは含まれているのですか。

- ○百瀬委員 こちらは多重債務の相談の集計ですけれども、実際、クレジットカードでキャッシングしてとかショッピングして、いつの間にか借金が増えたという、多重について相談が多い傾向があります。当然、そちらも含まれております。
- ○葛田委員 ありがとうございます。

○戸澤部会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、次第の2にあります協議事項に移らせていただきたいと思います。令和元年度「多重債務110番」の実施について、説明をさせていただきます。資料4、令和元年度「多重債務110番」実施要領でございます。

毎年、実施要領をつくっており、余り例年大きく変わってくるわけではありませんけれ ども、説明をさせていただきたいと思います。

- 「1 趣旨」ですが、多重債務問題を抱える都民が法律専門家と直接相談できる機会をさまざまな形で提供するとともに、「多重債務問題は専門家に相談することで必ず解決する」ことを広く都民に浸透させることを目的としているということで、東京都と都内区市町村が、東京三弁護士会及び東京司法書士会、日本司法支援センターと共催で、東京都多重債務問題対策協議会参加団体の協力を得ながら「多重債務110番」を一斉に実施するというものでございます。
- 「2 実施期間」ですが、次に掲げる期間に実施するということで、今年度は令和元年 9月2日、3日の2日間、令和2年3月2日、3日の2日間を予定しているところでござ います。こちらがまさに協議事項になるのですけれども、こちらはまた後ほど御説明させ ていただきます。
- 「3 実施方法」です。東京都消費生活総合センター及び都内消費生活センターにおいて、電話または来所による多重債務相談を各センターの消費生活相談員が受け付ける。各センターは次の方法により多重債務相談に対応する。「東京モデル」または地域独自の取り組みを活用し、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会または東京都生活再生相談窓口に確実につなぐ。

イとしまして、法律専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて法律 専門家に引き継ぐ。その他については、消費生活相談員が対応し、相談者が抱える問題の 解決を図るということでございます。

- 「4 広報」ですが、次に掲げる方法により、広く都民への周知を図る。広報東京都、これは毎月1回東京都が発行している広報紙でございます。あと、消費生活に特化したというのでしょうか、東京都のウエブサイトであります東京くらしWEB、Twitter、都庁記者クラブへの報道発表、ポスター・リーフレットの作成、配布、区市町村及び参加協力団体の各広報媒体、その他ということでございます。
 - 5、6につきましては、このような形で主催、協力を行っていく予定ということでござ

います。

「7 自殺防止対策との連携について」ということでは、本件の特別相談を実施するに当たっては、自殺総合対策東京会議が実施する「自殺防止!東京キャンペーン」との連携を図るというものでございます。

次のページが資料5になりますけれども、今申し上げたことを模式的に示したものがこちらの表でございます。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

今回、実施内容を決めることにつきまして皆様と一緒に協議を進めていければと思っているところでございます。多重債務特別相談は、例年ですと、第1回目が9月の第1月曜日、火曜日、第2回目は3月の第1月曜日、火曜日に開催しているところでございます。

「多重債務110番」の実施に当たっては、ポスターの掲示等の広報活動を行っていますが、十分な周知期間を確保するために早期に日程を確定しておく必要があります。また、区市町村消費生活センターから、各区市町村の広報紙で周知するに当たって、年間のスケジュールを前もって御連絡いただきたいとの御意見もありましたので、昨年度同様、第2回、来年3月ということになりますけれども、こちらの特別相談の日程についても事前に協議させていただきたいと思います。

続きまして、資料6をあわせて説明させていただきます。令和元年度第1回「多重債務 110番」関係広報予定ということでございます。報道発表は7月下旬の予定、広報東京 都8月号での告知、それから、交通広告ですが、昨年度の第1回目の9月の相談は都営バ スを利用しての交通広告を実施しましたけれども、今回は都営新宿線の窓上の枠を使って 1カ月間交通広告を実施したいと考えてございます。また、昨年同様、大井競馬場電光掲 示板(オーロラビジョン)による周知を実施する予定でございます。こちらは事業者様の 御厚意により無償で実施するものでございます。

広報チラシにつきましては、委員所属団体の相談窓口の電話番号を記載させていただく 予定でございますので、御了解をお願いしたいと思います。

それでは、先ほども資料4に書きましたけれども、令和元年9月2日、3日の2日間、 令和2年3月2日、3日の2日間で実施したいと考えてございます。こちらでよろしいで しょうか。皆さん、御意見などがあればお願いしたいと思います。

○橋本委員 広報の仕方は、常日ごろから難しいと考えています。私どもでも消費者生活 相談等については広報を始め、最近ではSNSも活用していますが、お困りの方がそうい った公共の広報やSNSをどれだけ見ているのかどうか、世論調査等では広報を多くの方 がご覧になっているという調査結果もある一方で、私個人的には懐疑的なところもあります。どこの自治体さんもそういうのを悩んでいらっしゃるというか、工夫はしていらっしゃると思いますが、本当にお困りの方のすぐ目の前に情報が届くような方法がないかと思っています。

今回、初めて参加させていただいているのですが、各協会の方々もいろいろ参加をされていらっしゃるので、例えばお金を借りるところでそういうチラシを置いてもらうとか、契約書の中に入れるわけにはいかないですかね、何かそういうのを借りるときに手にするような方法というのをとられているのかどうか分からないのですけれども、そういう手だてがもしとれていないとすれば、有っても良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。○戸澤部会長 「多重債務110番」につきましては、各団体様にもできるだけ広報をお願いします、周知して下さいというお話はさせていただいています。実際の特別相談でも、東京都が行っている広報だけではなくて、それぞれの団体様の広報で知ったということも有ります。ですので、実際、東京都だけではなくて、皆さんの協力のもとに広報していただいていると考えているところです。

- ○橋本委員 そうしますと、具体的にこういう団体さんがこんな取り組みをしていること の調査とか、集計をやっていただいていますか。
- ○戸澤部会長 あくまでご協力のお願いでは有りますが、やっていただいていると思って おりますが。
- ○橋本委員 業界団体の代表の方に来ていただいていますが、そこに所属する銀行とかクレジット会社とか、そういうところまでこの情報が果たして届いているのかどうかという心配もあったものですから、何か見えるような形になるといいなといいますか、実行につなげられるといいなと思ったりします。意見です。
- ○戸澤部会長 御意見、ありがとうございます。

それでは、協議事項ということですが、令和元年度の「多重債務110番」の実施については、本案でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○戸澤部会長 どうもありございました。

それでは、今年度の第1回「多重債務110番」は9月2日、3日の2日間の実施、第 2回の「多重債務110番」は3月2日、3日に実施することといたします。今回の結果 を次回の東京都多重債務問題対策協議会本会議にて御報告させていただきます。 それでは、次第3、各団体・機関からの御報告に移らせていただきたいと思います。

まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いしたいと思います。日本カウンセリング協会、杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山でございます。資料7をご覧下さい。「電話相談・カウンセリング (新規・延べ) 件数推移 (H31年3月末現在)」という資料でございます。

この資料は、当協会の電話相談とカウンセリングの件数をまとめたものでございます。 最初の1ページ目にございますが、1つ目のグラフ、左上のほうに「5センター+16相談室合計」と書いてございます。これが全国21カ所の拠点の実績の合計のトレンドでございます。2つ目のグラフが「東京センター」ということで、これが東京都の実績でございます。

ちなみに、センターというのは常設の組織、常に置いてあるもの。相談室は、貸し会議 室を借りて開設する非常設の組織ということです。

グラフの説明ですけれども、赤の表示が電話相談件数、緑が新規のカウンセリング、青が新規と継続を合わせた延べのカウンセリング件数でございます。棒グラフは実数で、折れ線グラフは5年前の2014年度の実績を100とした場合の指数ということで御理解ください。

では、最新の2018年度、平成30年度の実績を中心に御説明します。まず、上の全国の実績をご覧下さい。2017年度と比較しますと、電話相談件数は実数で4,971件から6,042件と、1,071件増加、指数ベースですと113から138で25ポイントの増加です。

新規カウンセリングにつきましては、実数で1,248件から1,378件ということで130件の増加、指数ベースでは133から147で14ポイント増加です。数字が錯綜して見にくいのですけれども、そのようになっています。

延ベカウンセリング件数は、3,329件から3,953件と624件増加、指数ベースでは120から143~23ポイント増加ということで、総じて全体としていずれの指標も実績は2017年度に引き続きまして増加しているということになります。

原因として考えられることですけれども、まず、昨年、平成30年1月に大阪センターができました。それの12カ月分の実績が計上されたということです。

3ページをご覧いただきたいのですけれども、一番上のグラフに大阪センターの実績が

ございます。2018年1月開設ということで、2017年度は3カ月間だけの実績といったところが2018年度はフルに1年分ということで、この増加分がかなり全体の増加に寄与しているということであります。

お手元の資料にはないのですけれども、電話相談について申し上げますと、電話をするきっかけになったものを確認しましたところ、インターネットを見てというものが2018年度は一番多うございました。これが実は毎年増えていまして、2018年度はインターネットを見て電話をかけてきた方は2,690件で全体の約45%でございましたが、さかのぼって見ていくと、2017年度は電話相談が4,971件と出ていますけれども、そのうちの1,709件で34%、3年前の2016年度は3,723件の中の1,082件で29%ということで、3年間の間にかなりインターネットを見て相談してきた人が増えているということが背景にあると考えています。

そのほか、これは自分たちの資料ではないのですけれども、銀行カードローンの貸出残 高が増加傾向にあると聞いてございまして、そのようなこともこの電話相談やカウンセリ ングの件数の増加の背景にあるのではないかと考えています。

以上が全国の関係です。

次に、1ページの下の東京センターの2018年度の実績ですが、同様に数字を追っていきますと、電話相談の件数は実数で1,570件から1,846件で276件の増加、指数では88から103へ15ポイント増加です。新規カウンセリングだけは、実は521件から517件と4件減少。(カウンセリング件数は2016年度以降)ずっと増加で来たのですが、新規だけは減少に転じています。指数ベースでは139から138で1ポイント減少でございます。

延べのカウンセリング件数ですが、実数では1,304件から1,426件、122件の増加、指数ベースでは133から146へ13ポイント増加でございます。

ちなみに、東京の実績が全国に占める割合というのは、いずれの指標も大体3割から4 割ぐらいというつかみの数字を感覚的に捉えていただけたらと思います。

2ページ目以降は、東京センター以外の20の拠点の個別データを掲げてございます。 参考までにということで全体の大まかな数字を出したいと思うのですけれども、指数のと れる18の拠点、これは2017年度の途中にできた三重と長野と大阪は指数をとれない ものですから、それを除いた18拠点の状況についてお話しします。

2018年度に電話相談の指数の増加したものは18県中10県、新規のカウンセリン

グの指数が増加したものが18県中6県、延べのカウンセリングの指数が増加したものが 18県中8県ということでございまして、地域ごとに指数の増減傾向は区々という結果で ございます。

これもまたお手元にデータがないのですけれども、毎年ホームページでは公開しているのですが、相談者の属性(プロフィール)等についてのデータがようやく7月になってまとまりましたので、それを口頭で申し上げたいと思います(以下のデータはすべて全国ベース)。

プロフィールですね。男女の比率ですけれども、口頭で申しわけないのですけれども、 男性が55.5%ということで、例年と同様、男性のほうが多いという傾向でございました。年齢層については20歳代、30歳代、40歳代がそれぞれ20%台で上位を占めています。これもここ2~3年同じような傾向でございます。40歳代以下の年齢層が全体の約7割ということでございました。

1人当たりの債務件数は5.3件で、債務額は449万円です。住宅ローンを抱えていない人に限って見ますと、1人当たりの債務件数は5.1件、債務額は305万円といったところです。

借り入れの目的ですけれども、生活費の補塡や失業、転職、収入源といった経済的な理 由が多うございました。これも毎年同じ傾向でございます。

最後になりますけれども、当協会では業務の合理化の一環で組織改正等を実施しております。今日ご覧いただいている資料7では、まだセンターとして表示されている福岡、名古屋、仙台、この3つにつきましては今年の4月1日から相談室に移行してございます。また、昨年1月に開設した大阪センターにつきましては、業務運営の実態等を踏まえまして、執務スペースを縮小した新たなオフィスに移転しているということがございます。

私からは以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

他に皆さんのほうから御質問はありますでしょうか。

会長の私から申しわけないのですけれども、インターネットを通じての相談件数が増え てきたというお話を伺ったのですけれども、それはカウンセリングを受けやすくするよう な何らかの工夫をされたかどうかをお伺いできたらと思います。

○杉山委員 この件につきましては、平成26年7月に当協会の略称をJCCAからJC COに変えることによって、検索の応答性の向上というのですか、要するにJCCOで検 索をかけるとトップにうちのホームページが出てくるというような工夫がございました。

ただ、これは5年前の話ですので、これが最近の動向に直接影響しているとは考えていなくて、そういったこともきっかけになって、ネット上での当協会の知名度が徐々に上がっていったと理解をしています。アンケートをとれば(増加の要因等の詳細が)分かるかもしれないのですけれども、余り予算がないものですから、とりあえずそんな状況でございます。

○戸澤部会長 ありがとうございます。

他の方はよろしいですか。

それでは、続きまして、日本司法支援センターの亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。恒例のいつもの表を出しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ここ10年の実績で、平成30年度を最後につけ加えております。相談自体も、ここ2年は増えております。平成21年度と比べると、それに少しずつ近づいている。だんだん減ってきたのですけれども、それに近づくような相談数ということが言えるかと思います。これはやはりカードローンの問題が多いかと思います。

そして、カードローンの方というのは余り危険感がないのです。サラ金から借りている というと、皆さん、危険感があるようなのだけれども、カードだと銀行系だから大丈夫だ ろうと、本人が気がつかないうちに何でこんなに借金が増えちゃったのだろうと。

と言っても、(金利は) 15%から18%ぐらいですからサラ金とそんなには変わらないのです。だから、分割払いなんかしていたらどんどん増えてしまうのだけれども、本人がそれに気がつかないのです。

では、カードローンの方はすぐに破産にしますかというと、また躊躇がある。カードが 使えなくなるのは困るというのがあって、なかなか踏み切れないという状態があるという ことが言えるかと思います。

では、代理援助ではどのくらいかというと、これも昨年並みで、ここ3年ぐらいほぼ同じような比率です。代理援助の全体から言うと、やはり半分以上を超えているというのが 多重債務で、これは毎年減らないですね。

特徴的なのが、この表の一番下の右端を見ていただきたいのです。出張相談という項目があるかと思います。平成30年度、その前年度は700件を超えるのです。以前から比べて、この出張相談というのが増えております。条件は、障害者は別で65歳以上で外出

困難な方ということで、要請があれば出張しております。これが増えてきているのです。 これは福祉と結びついているか、または施設に入居している方だと、保護者のほうが気が ついて連絡をしてくるということが最近多くなってきているので、やはり行政の見守りで こういうのに気がつくのかなと思います。高齢者自身が気がついて、自分で接触しようと いうのは余りないのですね。やはり周りの見守りの人が気がついてあげないといけないと いう世界かなと思います。

それで、来てみると、時効というのも意外に多いのです。皆さん、何もほとんど危険感がないから放置してしまって、福祉の人が行って気がついて、結びつけてくれるというのが多いのですね。ですから、福祉と結びついていないような高齢者の困っている事態が多いのではないかと思って、そこら辺をどうやって周知するのかというのはやはり難しい問題だなと思います。

ただ、裁判所の破産事件は減っていますね。平成15年が25万件で一番多かった。ここのところは6万件台ですから相当減っております。破産の55%ぐらいが法テラスの代理援助で行っているということになっております。

そういうことで、法テラスが周知されれば救済される人が増えるなということで、私ど ももどうやって広報するかというのが一番の問題点になっているところです。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

皆さんから、何か御質問はございますでしょうか。

それでは、次に東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長、渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 私のほうからは、多重債務者生活再生事業の貸付・相談状況について御報告をさせていただきます。

こちらの事業は、東京都が補助金を交付して生活サポート基金において実施しているものでございます。まず、相談・貸付状況の推移ですが、生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は、一番右側、累計で9,184件、制度発足以降、増加をいたしまして、平成26年度の1,005件をピークに平成29年度は867件まで減少はいたしましたが、平成30年度は961件と前年比で11%増をしております。

また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績でございますけれども、累計では250件、貸付金額としては累計4億4,715万円となっております。平成25年度

以降、この貸付金につきましても減少傾向でしたが、相談件数同様、平成30年度、13 件の貸付実績となっております。

その下の月別の相談件数ですが、メールによる相談が増えておりまして、これまでメールの相談件数を集計していなかったのですが、私どもの連絡会議の中でメール相談についても増加しているということであれば、きちんと集計をされたほうがという御意見をいただきまして、平成30年度8月からメール相談につきましても集計をいたしまして、8カ月で394件という状況でございます。こちらのほうも、電話での相談時間が午後6時までということもありまして、メールでの相談が多くなっているという傾向だと思います。

また、配布させていただいているチラシのほうでも、メールの相談のところを入れさせていただいておりますので、公共の窓口、関係機関からつないでいただいているというところで、このメールでの相談件数が多くなっているという状況でございます。

それから、下の「①相談者の性別」ですが、男性のほうが多く、平成30年度も64% が男性という状況でした。

また、相談者の職業、労働形態は非正規雇用の方が一番多く、35%を占めておりますが、正規雇用の方も30%という状況です。

相談者の年代ですが、平成30年度も平成29年度と同じ割合で、40歳代、50歳代、60歳代が多い状況です。

相談内容ですが、これは複数回答となっておりまして、多い相談は平成30年度も「生活費の不足」が48%、「税金、公共料金の滞納」が47%、「月々の返済額の軽減」が44%、「融資希望」が41%と、平成29年度と同じ傾向にございます。

資料にはございませんが、借り入れの理由は、こちらも複数回答になりますので、新規相談の合計961件ではなく合計1,849件になりますが、そのうち「低収入、家計補助」が424件、「収入減少」が373件と、全体の約4割を占めております。

最近の傾向で、全体の相談内容の傾向は同じなのですけれども、実は相談者の年代なのですが、20歳代は9%と全体の中では1割弱でございますけれども、その内容は20歳代のギャンブルの相談が最近多くなっているという傾向があるところでございます。

あと、資料にはありませんが、相談者の債務残高が200万円以下の方が40%、住宅ローンを抱えているなどによりまして1000万円を超える方も14%程度いらっしゃいます。相談者1人当たりの平均額は713万円、住宅ローンも含まれた形ですので平均額が高くなっております。金融債務でいいますと、389万円という状況でございます。

説明は以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告に対して、何か御質問等はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他、委員の皆様から御報告等がありましたらお願いいたします。特に正式な報告がないということであれば、多重債務相談の状況等につきまして、それぞれの委員から簡単に3分程度でお話しいただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。 葛田委員からお願いします。

- ○葛田委員 では、弁護士会から。
- ○白井委員 第二東京弁護士会の白井です。

弁護士会のクレサラ法律相談について、配付資料はないのですけれども、簡単に御説明 させていただきます。

私の手元にあるのが東京三弁護士会で行っている新宿総合という新宿3丁目にある相談センターと、蒲田にも相談センターがありますので、そちらの件数ですと、今年に入ってからのクレサラの法律相談の件数は、1月が新宿が62件、蒲田62件の合計124件、2月が新宿が70件、蒲田が79件、合計149件、3月が新宿83件、蒲田84件の167件と、今年に入ってから徐々に上がってきているのですけれども、多分4月、5月までは出ていると思うのですけれども、総合で138件、130件ということで、特に今年に入ってからすごく急増しているというよりも、昨年も4月が143件、5月159件というところなので、特に今増えているということではないです。

件数については簡単に報告しました。

○葛田委員 私自身が最近相談を受けたところからのいつもの感想的なところですけれども、国民生活センターのほうでも情報提供、注意喚起をしている情報商材に関する消費者被害が大変増えております。現金で代金を振り込むという形ももちろんあるのですが、それはごく一部で、基本的にはクレジットカードで決済をして、何かよくわからない決済の代行会社が間に入って決済がされているという相談を、このところたまたま続けて $2\sim3$ 件依頼を受けて、今対応しているのですけれども、クレジットカードを若い方も御高齢の方も $5\sim1$ 0枚ぐらい持っていて、そのカードを全て限度枠いっぱいまで使って、使い切ったところで相談機関に相談に行ったり、弁護士のもとにやってくるのですね。

各クレジットカードの発行については、発行会社側は発行会社側でいろいろな考えがあって利用客を増やす努力をされていると思うのですが、一方で顧客の側は、年会費が無料

で、カードをつくるといろいろな特典があったりすると、特に普段は利用する必要もなく 5枚も10枚も、どこかの商業施設に行けばカードを1つつくって帰って来るような状況 で、カードをたくさん持っている。

それが、ふだん使っているわけではなくても、そういう情報商材の被害に一度巻き込まれると、とことん最後まで行ってしまう方が結構いらっしゃる。そうすると、5枚、10枚が限度額いっぱいになると、30代の方とかがもう1000万円ぐらいのカード利用になったり、退職した御高齢者も数百万円から4桁の負債を抱えるようなことがあって、これはひとえに総量規制がショッピング枠にないことから起きるという現象だと思うのです。

総量規制をかけるというのは、法律でそういう規制をするにはそれなりの社会事実があったり、国会での検討などが必要だと思うのですけれども、一弁護士の立場としては、利用者から見ると貸し金とほとんど同じだと思っているものですから、同じような規制ができないのかなと思っているところです。

以上です。

○釜谷委員 私のほうからも、相談現場に携わる者としての肌感をお話しさせていただき たいと思います。

毎回申し上げているような気もするのですけれども、最近の傾向として、先ほど法テラスのほうからもお話がありましたけれども、やはり銀行カードローンの債務が結構な割合を占めているという方が多くいらっしゃいます。また手軽にクレジットカードを使ってショッピングをして、その後返済が厳しくなりリボ払いに変更する方、借り入れができないことから日用品をクレジットカードで買って何とか生活を回しているという方が、リボ払いに変更して毎月の支払いは定額で抑えられるのだけれども、残債務は知らない間にどんどん膨れ上がっていって、いつの間にか何社かのリボ払いで、毎月の支払いの総額が10万円を超えていて、もうどうにもなりませんという形で相談に来られるパターンが多いと感じます。ふたを開けてみればこんなに増えていましたということを御本人も自覚していないというパターンが結構多くて、それに対して、なぜこんなことが認められるのでしょうかみたいなことを苦情として弁護士に訴えかけてこられる方、御自身の責任なのですけれども、そういった方に何人もお会いしているので、そういったリボ払いの怖さを知らない方が多いと感じます。皆さん、リボがどういう仕組みなのかということを余り分からずに、御自身の利便性で使ってしまっているところがあるので、リボの怖さみたいなもの、お金を借りているのと一緒ですよということを周知していかないと、同じようなことで多

重債務に陥っていく方がどんどん増えていくのではないかなと思っています。

あと、多重債務に陥る原因としては、収入減だったり失業とかもありますが、病気によって失業する中で、多重債務の方で鬱病にかかっていらっしゃる方が相当数いらっしゃるので、破産しかないねとなったとしても、鬱病の傾向からなかなか破産の手続、準備が進まないという方も多くいらっしゃるので、そういった方のケアを行政の方とどう取り組んでいくかということもありますし、先ほどあった、ギャンブルとかショッピング依存症みたいな方に関しても一弁護士だけでは何ともならないので、行政等の方との取り組みであったり、どこにつなげればいいのかということを、私は東京都の多重債務者生活再生事業とかに関わったことがあるので何となく分かるのですけれども、他の一弁護士とかにもこういう仕組みでこうつなげていけばいいよということを仕組みとしてつくっていかないといけないのではないかと思っています。

先ほど110番の話で広報の話がありましたけれども、私も毎年110番に参加させていただいていて、よく相談に来られる方は電車の広告を見ましたという方が多くて、私も地下鉄に乗っていて、この時期、掲載されているなとは思うので、それはとても重要な広告かと思っているのですけれども、今回、資料を拝見させていただいて、今回は新宿線ということなのですけれども、私は余り新宿線に乗ったことがないので、多分違う路線で見た。多分、毎回違う路線をやられていると思うのですけれども、電車の広告料は高いと思うのですが、地下鉄というのは割とネットに接しない方とかもよく目にしてこういう相談現場を知られる媒体になると思うので、そこら辺を検討いただきたいなというのと、1日目の午前中にNHKが入ってお昼のニュースに流れると、その後のお昼からの相談だったり、2日目の相談につながると思うので、NHKも大きなニュースが入るとそういうのもやってくれないと思うのですけれども、そういうことの広告や集客というか、相談者さんを増やすということの媒体ももう少し考えていければなと思っています。

以上です。

○白井委員 第二東京弁護士会の白井です。

私も相談している際に感じたことについてお話しさせていただきますと、これまで多重 債務の問題というのは、本当に貧困層というか、例えば収入が十分でなくて、生活費の補 塡のために借り入れをされたというような方が多いのかなと思っていたのですけれども、 特に今年に入ってから、意外にそこそこというか、別に借り入れをするほどの家計ではな いというか、それなりの会社できちんと給料ももらい、ボーナスももらい、客観的に見れ ば生活がまわるはずなのに、なぜかいろいろお子さんの費用とかそういったものにかかって買い物をしたり、買い物依存というわけではないけれども、いろいろなものを買っていて、余り自覚がない、無駄遣いしているわけでもなく、ただ、足りなくなるのでということで借金を負われている方が増えているのかなと。年収で言うと、例えば500万円とか600万円とか、家計でいくと、もっと有ったりするのですけれども、それでも貯金に回すほどではなくて、いろいろカードで買ったりして返せなくなっているというような御相談を受けることがあります。

そういう方は、収入があるので、この先、借金を背負っても返していかれるという考えがあって、割と甘いというか、認識が余りないのかなというところで、そういった方の家計改善アドバイスみたいなものをもっと気楽に利用できるような制度があるといいのかなと思いました。

もう一つは、私が今年に入ってから聞いたのは給与ファクタリングという貸金のシステムで、それもそれなりに収入がある方だったのですけれども、過去に破産をしていて金融機関から借り入れはできないと。ただ、給与は確実に入るので、先の給与を債権譲渡して、要は給与をもらう権利を債権譲渡して、例えば8月分の給与とか9月分の給与を債権譲渡して、それでお金を借りるというシステムがありまして、実際、会社でやっているところもあったので、これは問題にならないのかなと思って、ただ会社のほうに聞くと、うちは顧問弁護士もしっかりついてやっているのですと言われてしまって、結局、その案件は実は私が途中で辞任しまって最後まで至らなかったのですけれども、そういったいろいろなお金を貸したい側にとっても便利、借りたい側にとっても便利で、ただ、問題解決には余りならずに、どんどん広がっていくような制度がすごく増えているなと。

インターネットなんかで検索すると、個人の「貸して」「借りて」みたいなサイトがあって、本当に1万円貸してください、今日1万円貸してください、何とか駅の近くなら取りに行けますというようなサイトが結構いっぱいで、貸してくださいというのと、貸しますというのが出ていて、こんなに知らない人に、しかも、今日3万円貸してくれという人がいつ返してくれるのだろうみたいな、貸すほうも貸すほうだし、逆に借りるほうも、行って怖いお兄さん、おじさんがいてというのを想定しないのだろうかと思ってしまうのですけれども、いろいろなお金の貸し借りという手段、方法があるのだなと思うと、借りる側が自覚を持ってというか、家計をしっかり管理するというのを危機感を持って考えないと、特にそこそこ収入がある方のほうが危機感がなくて、みんな結構退職金で何とかこれをし

ましょうみたいなことを考えていらっしゃるのですけれども、日本も先行き明るくないからもっと貯金したほうがいいのではないですかと思ってしまうときもあるのですけれども、そういう意味では、本当に多重債務というのは幅が広い問題だなと思いまして、一旦、例えば債務整理した、破産しただけでは終わらない、もう今後の人生の意識改革みたいなのが重要になってくるのかなと思いました。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございます。

では、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私のほうからお話しすることは、もう皆様方がいろいろお話しされているので、ほとんどないのですけれども、司法書士会に寄せられる相談の中で、多重債務に関しての相談は、面談相談よりも手軽に相談ができる、顔が見えないというところで電話相談が圧倒的多数を占めています。もちろん電話の相談員は何とかそこのところの解決に向けて、このまま終わらせるわけではなくて、どこどこに行ってくださいね、うちの面談相談がありますよ、弁護士さん、司法書士のところに行ってくださいねという形で案内はしていますが、そこでどの程度結びついているのかという統計はとっておりません。

ちょっと気になったところとしては、今年でしたか、去年でしたか、破産者情報というのがネットに公開をされました。その関係で、もちろん破産者になれば官報公告というものはなされるのですけれども、官報を一々見るよという人はそれほど多くはなかったはずですが、ネットで公開され、結構騒ぎになったこともあって、そこの不安ということで寄せられる相談であるとか、実際にヤミ金融とか違法業者はそこら辺の情報を活用しているいろとアクセスをしているようであります。そういった形の相談はぼちぼち出てきているかなということでございます。

あと、若年層の相談に関してですけれども、先ほどギャンブルというお話を渡部委員の ほうからされていたかと思うのですが、ギャンブルとかゲーム課金によるクレジットを利 用した高額な借金を20代前半、24歳~25歳で負ってしまっているというケースがま ま見受けられるところでございます。

あと、皆さんおっしゃっているように、クレジットカードの総額、要するに多重債務の 総額が前年に比べて大きくなっていると思います。それは、先ほど皆様方がおっしゃった ようにリボ払いによる借金額の膨らみであるとか、カードをもう数十枚持っていて全額使 ってしまうとか、さまざまな要因があると思うのですけれども、私どもの多重債務相談の 現場においても総額は増えてきているかなと思います。

御高齢者と無職の方の多重債務に関しては、亀井委員がおっしゃったように、御本人が 気づくというよりも、周りの人からの御相談ということで入ってくるケースが、私どもの 相談窓口にもそういった傾向は多いかなと思います。

以上でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、八王子市の橋本委員、何かありますでしょうか。

- ○橋本委員 手元に情報とかデータを持ってきていないので、また機会があれば改めます。
- ○戸澤部会長 それでは、今までの委員の皆様からの御報告に関しまして、何か御質問等 はありますでしょうか。よろしいですかね。

続きまして、オブザーバーで御参加いただいております日本貸金業協会の遠藤様から資料を御提供いただいておりますので、御報告をお願いいたします。

○遠藤オブザーバー それでは、資料10をご覧いただければと思います。これは6月17日に、多重債務者及び消費者向けの金融懇談会で公表させていただきました資料でございます。

まず、1ページ目は相談・苦情等々の受付状況でございます。先ほどメールの話も出ておりましたが、相談はやはりメールでございますが、これは消費者の方でも障害のある方のメールをお受けしているということで、平成29年から始めたわけでございますが、平成29年、平成30年と少し有るということでございます。家から出られないとか、聴覚の障害があるということで、なかなか相談に行けないという方はメールでの御相談があるということでございます。件数につきましては、見ていただくと微減でございます。

次のページにつきましては、相談の状況、どんな相談なのかというところでございまして、「一般相談」の下に「多重債務関連相談」がございます。こちらの増えているところは貸付自粛でございます。本人と本人以外の相談自体が増えているということと、返済が困難になったということの御相談が増えているというのが見ていただけるとおりでございます。

苦情につきましては、下の段になりますが、こちらは減っています。

ADRの紛争解決につきましても、平成29年、平成30年と減ってきているというと ころでございます。どういった相談があるかにつきましては、分類のところを後で見てい ただければと思います。 ADRの下のところに貸付自粛の制度の実績がございます。本人と本人以外で問い合わせがあったものにつきましては、平成29年、平成30年で増えているというところでございます。

次のページが、昨年から金融庁のほうの御指導もございまして、ギャンブル依存の関係についても分けて(統計を)とってほしいということで、とっているものでございます。 実際に登録したものにつきましても、平成29年度、平成30年度で少し増えております。 その下の段にありますが、貸付自粛の2,532件のうちギャンブルが1,126件ということで、全体の44%を占めているということになります。

この自粛につきましては、銀行協会もこの3月29日から自粛制度を始めておりまして、その実績につきましては、今のところ、平成30年度(開始したばかり)でございますので(実績は)ございませんでしたが、登録の下の段に参考として、4月は243件のうち銀行協会の個人信用情報センターに登録したものが29件、5月が247件のうち42件登録させていただいたという実績を記させていただいております。

ここのところ6月に入りまして、この倍ぐらい銀行協会へも登録が来ておりますので、 これから実績のほうをまたこちらのほうで御報告させていただければと思います。

昨年度、ギャンブルにつきまして、内訳を下の段に記させていただいております。先ほども出ておりましたが、ギャンブルで一番多いのがパチンコとかスロット、競馬、ここのところが非常に多くて、それ以外につきましては、複数回答でございますが、少ないということでございます。男女比につきましては、男性が圧倒的に今のところ登録を多くいただいているところでございます。

今後といたしましては、ホームページその他いろいろなところにも啓発をさせていただいておりますけれども、消費者センターなどをまわらせていただきまして、この辺の仕組みなどを説明させていただくとともに、銀行協会では、信金、信組も含め、そういったところにも資料を配布しながら広めている最中でございます。

あと、システム的な内容につきましては、定期的に不備その他がないかどうか、毎月1 度意見交換をしております。

それから、今のところ申請書は別々のものを使っているものですから、申請書を相互利用ができる様に調整をさせていただき、早急に解決をしたいと思っているところでございます。

次の下の段については、生活再建支援カウンセリングでございまして、自粛はどうして

も本人だけでございますので、本人以外の御相談の場合には、こちらの生活支援のカウン セリングをお受けいただきながら、御本人を説得していただいたり、自粛を実際にしてい ただきながら生活を再建していただこうという相談をしているところでございます。

次のページが、そういった方々の生の声を去年の暮れからとり始めたわけでございますが、良いことだけを述べているものではございません。来たものをそのまま、まだ数件しか来ておりませんので、それを生の声として載せさせていただいたものでございますので、こちらは後で見ていただければと思います。

それ以外、皆様から出ておりましたが、クレジットカード、リボの話などの関係で、クレジットカードを新しくつくるという、18歳、19歳、20歳の方々の学校とか行政のほうの依頼もございますので、その辺の話をさせていただいている出前講座のところを載せさせていただいたり、協会員に対しましても、消費者相談を丁寧に、時系列を詳しく聞くということも大事になってまいりますので、そういった対応の仕方などの研修もやらせていただいているものもこちらに入れさせていただいております。

あと、クレジット利用などでございますが、今年に入りましてから相談が増えたので、 平成30年度で少ないのですけけれども、学生向けの講座も少しずつやり始めているとい うところで、こちらのほうに入れさせていただいております。

今後といたしましては、障害者、高齢者。今まで貸金につきましてはなかなか年齢を集計するということがございませんでした。70歳を過ぎますと与信は出ませんし、その辺のところにつきましてやっととり始めましたら、クレジットなどは、90歳を超えての相談もありました。クレジットカードは毎年自動更新してまいりますので、貸金とちょっと違いまして、契約書などについても書きかえその他をしておりませんので、作成をしたものがいつの間にか、調べたら高齢になっていたというのがあって、驚いてこちらに連絡をいただくという場合もございます。

ただ、クレジットだけの御相談ですと、クレジット協会のほうに私どもは電話をおつな ぎいたしますが、キャッシングの御相談が入っていれば、両方一緒に合わせて御相談を受 け、法テラスを初め、司法書士会、弁護士会のほうに、お願いをするということをしてお ります。

簡単でございますが、御報告でございます。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、足立区の町田所長、何かありますでしょうか。

○町田オブザーバー では、足立区の多重債務に関する相談の件数を御報告させていただきます。

足立区のほうでは、平成19年度の624件をピークに、その後の件数は減少しておりましたが、平成28年度の79件から増加に転じまして、平成29年度は86件、昨年平成30年度が91件と、微増傾向にあります。

相談者の年代内訳は、昨年度は30歳代が一番多く、続いて40歳代で、両方で全体の38.5%を占めておりました。

相談者の債務額ですけれども、判明しているもののうち一番多かった債務額は100万円未満が22件、次が100万円以上200万円未満の12件となっております。500万円以上の高額の債務を抱えている相談は、昨年は3件だったのですけれども、今年度は2件増加しまして5件となっております。

以上、足立区の多重債務の報告になります。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、財務省関東財務局様、何か御報告があればお願いいたします。

○渡部オブザーバー 東京財務事務所でございます。本日は、皆様お集まりの場に参加させていただきまして、まことにありがとうございます。

私ども東京財務事務所は、財務省の総合出先機関といたしまして財務行政に関する広報 相談、経済調査、国有財産に関する業務のほか、金融庁長官の委任を受けて金融機関の監 督業務を行っております。

ただいま申し上げました財務行政に関する広報相談の一環といたしまして、多重債務相談窓口を設けまして相談内容に応じた適切なアドバイスとアフターフォローを行っております。

本日は、この場をお借りいたしまして、今も貸金業協会からも御案内がありましたように、先般6月17日に開催された「第13回多重債務及び消費者向け金融等に関する懇談会」におきまして、金融庁等から説明のありました多重債務対策をめぐる現状及び施策の動向と、19年3月に約6万人を対象にアンケート調査が行われておりまして、「貸金業利用者に関する調査・研究」も発表されておりますので、その概要を御説明させていただきます。

なお、資料はお手元にございませんが、今後、内閣官房のホームページに公表される予 定でございますので、御参考にしていただければと思います。 まず、無担保・無保証の借り入れが5件以上ある方は、2006年度の171万人から 大幅に低減いたしまして、2019年3月末には9万人となっております。しかし、3件 以上の借り入れのある方は120万人と、前年度末より若干増加しています。

過去3年以内に貸金業者から借り入れを行った方は7.6%で、前年度末より0.3ポイント増加しています。

借入の目的につきましては生活費不足の補塡が49.5%で、前年度末より4.5ポイント増加しておりまして、それにクレジットカードの支払い不足の補塡が19.3%で続いております。

また、いわゆるヤミ金融の利用経験者が9.9%と、前年度末より5.3ポイントも増加しております。

続きまして、全国の財務局等への2018年の相談件数につきまして5,483件と、 前年比184件増加しております。一方、地方自治体への2018年の相談件数につきま しては2万8,773件と、1,088件減少しております。

借金をしたきっかけにつきましては、低収入・収入の減少、商品・サービス購入、こちらがいずれも1位、2位を占めています。

多重債務が原因と見られる自殺者数につきましては、2018年は703人と、前年比47人増加しております。また、全自殺者に占める割合は3.4%と、前年比0.3ポイント増加しました。

新たなヤミ金融の事案といたしましては、SNSを用いた個人間融資とか、ファクタリングを装いまして売掛債権を担保とした貸し付けを行う新しい形態のヤミ金融も報告されました。

こうした被害の未然防止を図るために、首相官邸のメールマガジンや金融庁、消費者庁のSNSの公式アカウントで注意喚起記事を配信しております。

また、ギャンブル等依存症対策の動向につきましても報告が行われております。私ども 東京財務事務所への相談につきましても、ギャンブル・遊興費を原因とした相談が201 8年度17%と増加傾向にございますので、これらの方の問題解決の一助になるべく、皆 様方と連携して参りたいと思います。

最後に、東京財務事務所の取り組みについて報告させていただきます。昨年のこの会議で報告いたしましたこども食堂との連携につきましては、現在、都内の22の区市のこども食堂マップなどを私どもの相談ブースに掲示いたしまして、食にお困りの方の相談者に

案内するまで拡大しております。今後とも、連携・拡大に努めて参りたいと思います。 私どもからの報告は以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまオブザーバーの方3名から御報告がありましたけれども、皆さんから御質問等 はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、会議次第4、その他ということになりますけれども、関連して何か御報告が あるようでしたらお願いしたいと思います。特にないですかね。

それでは、最後ですけれども、全体を通じてでも構いませんので、何か一言あればおっ しゃっていただいければと思います。

LINE相談を実施しますというパンフレットについて、ご説明をお願いします。

○宮川オブザーバー 東京都福祉保健局保健政策部の宮川と申します。

私どもの部署では、自殺対策に関しまして各種相談等の事業を行っているところでございますけれども、お手元にチラシがあるとおり、本年度からLINE相談による自殺相談というものを行っております。

経過を述べますと、昨年度に1回モデル事業として実施いたしまして、今年度から本格 実施しておりまして、今年度は東京都の別の局で行っている相談、ネット・スマホの相談 と、中高生向けの教育相談とも連携して相談を行っているところでございます。

自殺相談は「自殺相談」という名称ではなく、「生きるのがつらいと感じたら…」ということで、裏面のほうに書いてありますけれども、毎日午後5時から10時までLINEでの相談を受けているところでございます。

LINEでの相談というのは、主に若年層の方からのコミュニケーションツールとして 浸透しておりますので、やはり30代以下の若年層の方から、昨年度モデル事業をやった ときにも相談が多数寄せられております。中にはやはり経済的な問題に悩んでいるという ケースもありますので、そういった場合には各種専門の窓口、東京都消費生活総合センタ ーを御案内したりという対応を含めて、情報提供等をしているところでございますので、 どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○戸澤部会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か皆さんのほうからありますでしょうか。

今回、相談部会を通じまして皆さんからいろいろ貴重な御意見をいただきまして、まこ

とにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして議事のほうは終了したいと思います。

最後に、事務局のほうから連絡がございます。

○百瀬委員 それでは、次回、第2回の相談部会の日程でございますが、例年1月に実施 しておりまして、今年度も貸金業部会との合同部会を開催する予定でございます。次回の 部会の開催については、後日、改めて委員の皆様の日程を伺いまして調整したいと思いま すので、また秋頃に御連絡さしあげまして日程調整をさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

○戸澤部会長 それでは、これをもちまして本日の相談部会を終了いたします。皆さん、 どうもありがとうございました。

午前11時23分閉会